

# 実績評価書様式

(厚生労働省23(Ⅳ-3-2))

施策目標名	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する(施策中目標Ⅳ-3-2)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)難病対策を推進すること (施策小目標2)ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3)エイズ対策を推進すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、</p> <p>①調査研究の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進しています。</p> <p>○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」(平成13年5月25日)、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされています。</p> <p>○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生労働省告示第89号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、</p> <p>①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の施策を行うこととされています。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要経費(一部) (項)特定疾患等対策費(全部) (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要経費						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	33,074,715	36,370,980	30,785,566	34,863,149	34,867,437	37,096,206
	補正予算(b)	0	0	2,775,774	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	33,074,715	36,370,980	33,561,340	34,863,149	34,867,437	37,096,206
	執行額(千円、d)	32,006,865	35,717,490	32,033,600	33,713,768		
執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	98.2%	95.4%	98.2%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			585,824	615,568	647,604	679,335	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 ハンセン病資料館の入館者数(前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			—	21,120	23,044	21,881	22,515	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(前年以上/毎年)	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
			116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	前年以上
	年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
(参考)新規HIV感染者・新規エイズ患者数(平成22年)：新規HIV感染者数 1075人 新規エイズ患者数 469人								

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)の受給者証交付件数は年々増加しており、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で有効です。</p> <p>○ハンセン病資料館においては、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の取組を行っており、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る上で有効です。</p> <p>○国民が受検しやすいHIV検査体制を整備し、社会全体として高い受検率を維持することにより、HIV感染の早期発見及び早期治療が可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。</p>
	効率性の評価	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)により、対象患者が比較的少数で難治度・重症度が高い疾患について、一定の症例数を確保し、治療研究に役立てることにより、対象疾患の医療の確立に資すると同時に、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができるため、効率的です。</p> <p>○ハンセン病資料館を情報発信の中核として、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の各取組を実施することにより、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、効率的です。</p> <p>○HIV抗体検査の受検率を向上させることにより、HIV感染者及びエイズ患者の早期発見及び早期治療につながり、感染拡大の防止を図ることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策です。</p> <p>他方、本事業においては、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律においては、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならないとされている。このため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していきます。</p> <p>○HIV検査・相談体制を充実させることにより、HIV感染の早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することは、国民の健康保持の観点から非常に重要です。エイズ予防指針については、現在、見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、HIV検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止</li> <li>・見直しの上(増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 減額)</li> <li>・見直しをせず現状維持</li> </ul>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増員(難病情報調整官の増員。難病にかかる調査研究、患者のニーズ、国際的な施策の情報収集等を通じて、効果的な難病対策を推進するため。)</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用 政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

参考・関連資料等  
 ○難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp/>  
 ○エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/>  
 ○関連法令(右記検索サイトから検索できます) <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

担当部局名	健康局疾病対策課	作成責任者名	健康局疾病対策課長 山本 尚子	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	--------------------	--------	---------